

---

平成24年 第2回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成24年6月26日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

平成24年6月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 議案第47号 監査委員の選任について
- 日程第6 議案第48号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第7 議案第49号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第50号 由布市農業集落排水施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第51号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第10 議案第52号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第53号 平成24年度由布市一般会計補正予算(第1号)

追加日程

- 日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 議案第47号 監査委員の選任について
- 日程第6 議案第48号 由布市個人情報保護条例の一部改正について

- 日程第7 議案第49号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について  
 日程第8 議案第50号 由布市農業集落排水施設条例の一部改正について  
 日程第9 議案第51号 由布市火災予防条例の一部改正について  
 日程第10 議案第52号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
 日程第11 議案第53号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）  
 追加日程  
 日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書  
 日程第2 閉会中の継続審査・調査申出書

---

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	佐藤 式男君

総務課長	……………	麻生 正義君	財政課長	……………	梅尾 英俊君
総合政策課長	……………	溝口 隆信君	会計管理者	……………	佐藤 忠由君
産業建設部長	……………	工藤 敏文君	健康福祉事務所長	……………	衛藤 義夫君
環境商工観光部長	……………	相馬 尊重君	挾間振興局長	……………	志柿 正蔵君
庄内振興局長	……………	工藤 浩二君	湯布院振興局長	……………	松本 文男君
教育次長	……………	森山 泰邦君	消防長	……………	大久保一彦君
代表監査委員	……………	佐藤 健治君			

---

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

---

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会に付託いたしました請願3件、陳情3件及び継続審査となっていました陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） おはようございます。総務常任委員会委員長の太田です。本委員会に付託の陳情3件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則136条第1項の規定により報告いたします。

記、日時、平成24年6月21日。

場所、庄内庁舎第6会議室。

出席者、総務委員会全員であります。

書記、議会事務局。

審査結果、受理番号2、受理年月日、平成24年2月20日。

件名、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書（継続分）。

受理番号4、受理年月日、平成24年6月5日。

件名、大村競艇場外発売場設置に関する陳情。

委員会の意見、二つの陳情は、長崎県にある大村競艇場の場外発売場を、石城小学校校区内の挾間町七蔵司自治区に建設・設置する事業計画が浮上していることから、建設に反対する会から議会での反対の意向表明を求める陳情と、設置を推進する設置推進委員から設置に同意を求める、全く相反する内容の二つの陳情です。

当委員会は、この間、それぞれの陳情者から陳情内容についての説明、及び意見陳述を求めました。また、大村市競艇企業局職員から設置に至るまでの手続きについて詳しく説明を受け、調査研究のため長崎県時津町「ミニボートピア時津」と佐賀県みやき町「ボートピアみやき」を現地調査行いました。現地調査した2町では、設置後数年経過した現状として、計画当初反対派が心配していた防犯・非行問題や交通問題、環境問題などはほとんど発生していないとの説明を受けています。

委員からは、相当数の反対署名が提出されている中で、本当に地元の同意形成がなされているかの意見や、仲介する業者に対する不信感が述べられています。

また、設置者（オーナー）が決まっていない現時点での判断は難しい等の意見が出されました。行政の対応についても現時点では何にも動きがなく、委員から、もう少し状況の推移を見守りたいとの意見がなされています。

慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、受理番号5、受理年月日、平成24年6月13日。

件名、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業の受注機会の拡大に関する陳情書。

委員会の意見、本陳情は、由布市が発注する公共事業について、市内関連企業の受注機会の拡大について格段の配慮を願うものです。

現在の経済状況の中で、建設業界は長年にわたり厳しい状況が続いており、表題部の願意については十分理解できるものです。しかしながら、陳情項目の中には由布市の競争入札参加者資格等に関する規定に抵触する内容も幾つか含まれており、陳情内容の妥当性について再度検討が必要との意見が出されました。

慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託されました3件の陳情について報告いたします。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） おはようございます。教育民生常任委員長の小林華弥子です。

それでは、請願と陳情の審査報告を行います。

当委員会に付託の請願1件、陳情1件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則

第136条第1項の規定により報告いたします。

日時、平成24年6月21日。

場所、湯布院庁舎2階会議室及び塚原小学校校長室。

出席者は、教育民生常任委員会全員です。

説明者として、請願者、陳情者御本人と請願については紹介議員に出席いただきました。

請願についてです。

請願、受理番号2、受理年月日、平成24年6月1日。

件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

義務教育無償の原則は、日本国憲法・教育基本法の定めるところであり、義務教育の教育水準の維持向上や機会均等を確保する制度として、義務教育費国庫負担制度が維持されています。この義務教育に係る費用については、本来国の責任において全額を国庫で補償し、次代を担う子どもたちの健全な成長が図られなければならないところです。

本請願については、各種国庫負担が減ぜられている中で、現在の義務教育費国庫負担制度を維持していくために、また国及び地方公共団体が義務教育の機会を補償し、その水準を確保していくために国の関係機関への意見書の提出を求めるものです。

請願者及び紹介議員に委員会に出席いただき、請願趣旨を十分に審査した結果、全員一致で採択すべきものと決しました。

続きまして、陳情、受理番号3、受理年月日、平成24年5月18日。

件名、学校用地の返還について。

本陳情は、個人の私有地となっている塚原小学校用地の返還を求めるものです。

学校用地が私有地になっている事情や背景、過去の経緯などについて不明な点が多く、また、このような趣旨の陳情の審議取り扱い方について、慎重に調査研究する必要があることから、全員一致で継続審査すべきと決しました。

以上です。

次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 皆さん、おはようございます。産業建設常任委員長の佐藤友信です。

請願審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

日時、平成24年6月20日、21、22です。

場所、挾間庁舎4階、第1委員会室。

出席者、産業建設常任委員会全員であります。

それでは、請願の結果を言います。

受理番号3、受理年月日、平成24年6月1日。

件名、商工会合併に係る商工会館の取得及び増改築等資金の補助について。

委員会の意見、本請願は、商工会合併に伴う由布市商工会館建設の補助にかかる請願です。

平成25年4月に新商工会発足を控え、それに見合う本所となる商工会館の必要性は認めるところです。しかし、増改築、新築にせよ、建設基盤となる規模、事業内容の具体的な部分が現時点では明確になっておりません。新商工会の事業計画に沿う、商工会館の明確な建設計画の必要があることから、慎重審査の結果、全員一致で継続審査すべきものと決定しました。

受理番号4、受理年月日、平成24年6月5日。

件名、市道認定にかかる請願について。

委員会の意見、本請願は、湯布院町川南174-1から川南220-2までの里道の市道編入を求めるものです。

6月20日に現地調査を実施し、地元住民から説明を受けました。市道認定に必要な地元の里道隣接住民の総意形成が十分になされていないとのことでした。この点について、再度里道隣接住民の総意形成を確認する必要があることから、慎重審査の結果、全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号2、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号2を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号2については、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号3、商工会合併に係る商工会館の取得及び増改築等資金の補助については継続審査です。

次に、請願受理番号4、市道認定に関する請願については、継続審査です。

次に、陳情受理番号2、競艇場外発売場建設反対に関する陳情書は、引き続き継続審査です。

次に、陳情受理番号3、学校用地の返還については、継続審査です。

次に、陳情受理番号4、大村競艇場外発売場設置に関する陳情は、継続審査です。

次に、陳情受理番号5、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業への受注機会の拡大に係る陳情は、継続審査です。

---

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、認定第1号専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」から日程第11、議案第53号平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）までの10件を一括議題とします。

付託しております各議案については、各常任委員長にそれぞれの議案審査にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 総務常任委員会の付託案件について委員長報告をいたします。

本委員会の付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

審査日時、平成24年6月20日、21日。

場所、庄内庁舎、第6会議室。

出席者、総務委員全員であります。担当課と書記は表記のとおりです。

まず、承認第1号、件名、専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」。

経過及び理由、本案は、大分県農業協同組合が由布市に対して、損失補償契約に基づく損失額及び利息の支払いを求めた大分地方裁判所の判決で、由布市の主張が認められなかったことから、福岡高等裁判所へ控訴の手続きをすることとしましたが、緊急を要したことから、専決処分を行ったものです。

委員より、顧問弁護士が代理人でいいかという意見や、敗訴の弁護士が継続で勝てるかとの発言がありました。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案承認すべきものと決定しました。

次に、承認第2号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由、本案は、地方税法等の改正による特例措置の延長や、年金所得者の寡婦控除申告を不要とすること等が主な改正で、緊急を要したことから3月31日付で専決処分を行ったものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案承認すべきものと決定しました。

次に、議案第47号、件名、監査委員の選任について。

経過及び理由、本案は、代表監査委員である佐藤健治氏が8月7日をもって任期満了となることから、土屋誠司氏を委員に選任するため、議会に同意を求めるものです。

委員から、財政援助団体等の役員との兼職についてきちんと整理をするよう意見がなされています。

慎重に審査した結果、全員一致で同意すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、件名、由布市個人情報保護条例の一部改正について。

経過及び理由、本案は、民法の改正により、法人が未成年者の法定代理人になることができるようになったことに伴う改正です。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号、件名、由布市使用料及び手数料条例の一部改正について。

経過及び理由、本案は、外国人登録法が平成24年、7月9日をもって廃止されることから、外国人登録事務にかかわる事務手数料が不要になるため、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号、件名、由布市火災予防条例の一部改正について。

経過及び理由、近年電気自動車の普及が進んでおり、今後電気自動車用の急速充電設備の普及が見込まれることから、その特性を踏まえた火災予防上の必要な安全対策について基準を定める必要があることから、条文を追加するものです。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、件名、平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、平成24年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ4,222万7,000円を追加し、予算総額を164億2,871万6,000円とするものです。

本委員会に関係する主なものは、歳入では、21款諸収入の過年度収入で、繰越明許事業として実施している防衛交付金事業の平成23年度実績分に係るものとして、市道乙丸線、市道奥倉線の改良と湯布院中央児童公園整備の3件分で4,015万円を計上しています。このため当初



予算時に措置した財政調整基金繰入金を2,824万2,000円減額しています。

歳出では、2款総務費、2目文書広報費で地域情報発信業務委託料を139万1,000円減額、OBSラジオ「ゆふ番デラックス」の事業開始が5月からになったため、4月分を減額するものです。5目財産管理費では、湯布院の肥育畜舎建設事業中止に伴う立入防護柵設置工事160万円。地元交付金として、県有林間伐立木売り払いに伴う2カ所分143万3,000円と、平成22年度分の佐土原財産組合への入会地分収分82万2,000円を計上。委員から、交付金を一般財源から支出するのは好ましくないとの意見がありました。

9款消防費の1目常備消防費の委託料28万円は、消防本部庁舎の建て替えに伴う場所選定に用いる土地簡易鑑定料です。2目非常備消防費では、コミュニティ助成事業補助金として、新町1自主防災組織の活動に190万円を補助。3目災害対策費として、由布市地域防災計画書印刷費、防災士養成の受講経費、非常用備蓄のコンテナ倉庫3基の購入が計上されています。

13款諸支出金のみらいふるさと基金150万6,000円は、ゆふいん湯歩WAONカードを利用して支払われた金額の0.1%がイオン九州株式会社から寄附されたもので、積み立てるものです。

委員から、予算書全体を通して様式等の統一を図るように指摘がなされています。また、予算として充当されていない一般財源が減額されている予算書についても適切ではないとの意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託された案件について報告いたします。何とぞ皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 続きまして、教育民生常任委員会の委員会審査を報告いたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査日時、平成24年6月20日、21日両日。

場所、湯布院庁舎2階会議室。

出席者は、教育民生常任委員全員です。担当課及び書記は記載のとおりです。

承認第3号、件名、専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」。

経過及び理由、本条例の一部改正は、東日本大震災被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律の施行に伴い、由布市国民健康保険税条例の附則第11項の読みかえにより、1項を加えるものです。条例施行は平成24年4月1日、専決処分日は同年3月31日でした。

全員一致で承認すべきと決定しました。

次に、議案第52号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について。

経過及び理由、本規約の一部変更は、外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日から出入国管理及び難民認定法上の適法に3月を超えて在留するなどの住所を有する外国人が、住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約第17条関係の別表第3の備考欄の「及び外国人登録原票」の文言を削除するものです。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

次に、議案第53号平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

経過及び理由、本補正予算について当委員会に関係する主なものは、3款民生費、1項社会福祉費では、2目高齢者福祉費の「安心住まい改修支援事業補助金」を150万円増額、同じく2項児童福祉費の2目子育て支援費の「安心住まい改修支援事業補助金」を60万円増額、また子育て支援対策事業費として男性の子育て支援事業のための9万5,000円の計上。4款衛生費では母子保健事業費に、不育症治療費助成金を新規に60万円計上。

また、10款教育費では、小学校費に挾間小学校の耐震化工事に伴う追加工事費として1,561万9,000円の増額、幼稚園振興費に小1プロブレム対策推進事業費として21万円の計上などです。

特に、高齢者福祉費と子育て支援費の「安心住まい改修支援事業補助金」については、前回の当委員会での事業費に対する補助率が低く、使い勝手が悪いという指摘を受けての増額補正です。内容としては、県の補助事業に市が独自で補助金を上乗せして、補助率と補助限度額を引き上げるといったものです。

また、不育症治療費助成金については、保険適用外の経費に限らず、保険対象となる自己負担額についても助成対象とすること、助成回数の制限はしないこと、また大分大学医学部附属病院に設置されている「不妊専門相談センター」との連携を図り、専門医の指導を受けながら、相談支援体制を確立し、事業実施していくことなど、由布市独自の手厚い支援・助成体制を構築し、この制度を創設するものです。

いずれも、議会及び当委員会からの要望や指摘事項を受け、市が積極的に予算化、事業化されたことを高く評価するものです。

なお、挾間小学校の追加工事については、耐震化工事の実施が急がれていたとはいえ、当初の事前調査が不十分であった点は否めません。今回に限らず、このような大規模な工事にかかる際には、発注前の設計段階での十分な事前調査を徹底し、安易に工事変更や追加工事が出ないように、

慎重を期すことを求めます。

全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 続きまして、産業建設常任委員会から審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

日時、平成24年6月20日から22日まで。

場所、挾間庁舎4階第1委員会室。湯布院庁舎2階第3会議室。

出席者、産業建設常任委員会全員であります。担当課及び書記は記載のとおりです。

それでは、審査の結果を申し上げます。

議案第50号、由布市農業集落排水施設条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、本議案については、平成21年法律第79号による外国人登録法が廃止されることを受けて関係条文の一部改正を行うものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

事件番号、議案第53号、平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

審査の結果、原案可決すべきものと決定。

経過及び理由、当委員会に係る補正は、4月の定期異動に伴う人件費の調整が主なものでありますが、それ以外の予算として、まず歳入では、農林水産業費分担金について維持管理適正化事業分担金42万円の増額、土地改良施設維持管理適正化事業交付金225万円の新規、商工費補助金について消費者行政活性化事業交付金31万6,000円の増額。

歳出では、農林水産業費について、水門2カ所の補修整備に係る測量設計委託業務50万円、土地関連賦課負担金7万5,000円の新規、工事請負費210万円、維持管理適正化事業拠出金42万円の増額。

衛生費について、希少野生動植物種に指定されたオンセンミズゴマツボを対象とした環境調査業務委託料24万6,000円の新規が主なもの。

商工費について、「食の安全・安心」について市民への周知と理解を高めてもらうことを目的とした消費者行政費31万6,000円の増額。

土木費について、アスベスト対策に係る住宅管理費設計委託料250万円の増額であります。

当委員会の意見といたしまして、市営住宅の駐車場について、無断駐車が多く緊急車両の妨げ

になるおそれがあるため、担当課に管理徹底するよう対策を求めました。

また、当委員会では、6月20日に庄内簡易水道取水場の現地視察を実施しました。

近年、山林の用地買収問題が話題になっている中、当市においても水源林の保全や地下水保全のため、今後十分な調査・検討が必要不可欠であることを確認しました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「訴えの提起」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 総務委員長にお伺いします。この経過の中で、2点ほど教えてください。顧問弁護士が代理人でいいのかという意見に対する結果ですけれども、そのまま顧問弁護士が行うのか、代理人なのか。

2点目が、敗訴の弁護士が継続で勝てるのかということですが、結果的に敗訴になった場合には、どのような対応を考えているのか、質問が出たのかどうか。その2点ちょっと教えてください。

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 溝口議員にお答えいたします。

文面にあるとおり、由布市の訴えが一つもこの裁判で聞き入れられなかったということについては、市当局は不服であるということで控訴したいということで、委員からは顧問弁護士が代理人になることについての実際それで勝てるのかという疑問や、また、この間の判決文にありますように、相手方は3名の弁護士を立てて、結構若い弁護士を立てて戦っているという現状の中で、素人目に見ても、果たして控訴して十分勝算があるのかというような疑問も委員の中から出たということではありますが、説明では、これで十分で、勝てるかどうかはわかりませんが、やはり市としての求償権等の問題で、このまま控訴しないでおくわけにはいかないというような説明がありましたので、承認いたしました。

以上です。（「負けたらどうする」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 勝訴できるかという委員会でもそういう疑問はありましたけれど、負けたらどうするかということは、また先の問題であろうと考えております。

以上です。そこまでは質問しておりません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 承認第1号の反対の討論をいたします。

今質疑の中で出されたように、この裁判は勝つ見込みなんていうのはほとんどないんですね。それが証拠に顧問弁護士が不適格な人であることは、さきの防災無線工事の地裁判決の際、控訴を放棄しなくて補助参加人に控訴を許して、高裁等で由布市に不利な判決を導いたことでも明らかであります。その後、ずるずると同じ顧問弁護士を今日まで使ってます。

一昨年などは3月の折に顧問弁護士に連絡をとったら、今は忙しくてとてもそんな時間的取り合ってるゆとりはないみたいなことを平気で言われて、それでずるずると今日まで顧問弁護士を続けてるんですけども、顧問が裁判を進めるからといって、その人にまた代理人を頼むなどというのは、これマッチポンプでやっちゃいかんと思いますよ。むしろ和解とかいろんな方法を駆使するのが顧問弁護士の役割で、今回の裁判、先ほども質疑にありましたように、完璧に負けてるにもかかわらず、ただ単に求償権の一部を得たいといっても、新たな新証拠があるわけじゃない。今までの地裁の判決に不十分なところがあるかどうかというのを高裁は審理するだけですから、そういう点で言えば、やっちゃならん裁判をずるずるやって、賠償金と弁護士費用を浪費するよな、繰り返すよな、こういうことは繰り返してはならないというふうに思います。ぜひこれはみんなでも反対して否決しましょう。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立16名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第4、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

次に、日程第5、議案第47号監査委員の選任についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は選任に同意です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の

方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり選任に同意することに決定いたしました。

ここで新旧の代表監査委員からごあいさつを受けたいと思います。

まず、退任される佐藤健治代表監査委員からごあいさつをお願いいたします。佐藤代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。監査委員の佐藤健治です。任期満了を迎えるに当たりまして、ごあいさつをする機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は平成20年8月8日に就任いたしました。早いもので4年が経ちました。就任いたしました当時、この議事堂であいさつをさせていただきましたけど、法令・条例・規則にのっとって、公正不偏の事務を遂行するという事を申し上げました。今日までその事務に携わってきたところでございます。

そして、早いもので、予算規模も非常に大きくなりまして、市全体としても266億、大きな予算の規模になっております。

また、由布市が合併して、新しい振興計画ができ、それに沿って毎年予算の厳しい中、その事業を着実に盛り込まれて、そして、実行されていることが監査で伺われております。

今後は、国の財政も厳しいし、地方財政が非常に厳しくなることはもう予想されております。そういう中におきましても、執行部、議会が一丸となって由布市発展のために尽くしていただきますことを念じておる次第でございます。大変お粗末なあいさつでございますが、こういう機会をいただきまして、まことにありがとうございます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 大変ありがとうございました。

次に、選任に同意されました土屋誠司さんからごあいさつを受けたいと思います。土屋誠司さんの入場を求めます。事務局、連絡をお願いいたします。

〔土屋誠司君 入場〕

○議長（生野 征平君） ただいま監査委員の選任につきまして、同意されましたので、お知らせをいたします。

ここで土屋誠司さんよりごあいさつをお受けいたします。

○代表監査委員（土屋 誠司君） こんにちは、土屋でございます。このたびは選任いただきまして、感謝申し上げます。約1カ月ほど前に市長よりお話をいただきまして、実は本当に私でやれるんだろうかという不安と、それから、迷惑をかけるんじゃないだろうかという心配のほう为非

常に強く、そういう気持ちが強くありました。

と申しますのは、私も72歳を過ぎておりますので、視力も落ちますし、体力も随分落ちました。それから、記憶力も物忘れもひどくなりまして、そちらのそういった理由からでございます。当然私の家族も、それから従業員も、私の年齢的な面で、それから、厳しい経済情勢というようなことから、いまだに反対しております。

けど、相談いたしました友人や先輩からは、今回も断るということは大変市長に対して失礼ではないかというようなことと、あわせて年をとってるということは、逆に経験という引き出しがふえてるんですから、体力と相談しながら、その引き出しをうまく使って監査すればできるんじゃないのというふうな後押しも受けました。

私自身は、実は昨年湯布院町の地域審議会の会長としまして、市長に審議会の答申をする機会がありました。その中に、答申書の中では、行財政改革の必要性を随分問うとりますが、その前にやるべきこととして、職員の意識改革をということが強く記述されておりました。私はそれに加えて、私の個人的な意見としまして、市長に幾つかの事例を挙げまして、市長と職員との信頼関係、そして、市長と市民との信頼関係を再構築する必要があるのではないのでしょうかといったような厳しいことを申し上げた経緯がございます。

その言葉を多分市長が受けとめて、そういった視点で私に監査をやれというふうに言われたのだらうというふうに私も私なりに受けとめまして、市長に御返事を申し上げた次第でございます。

もちろん日々の事務事業の集積であります出納処理につきましては、一番大事な監査資料でございますけれど、何分膨大な資料でございます。ですから、監査委員は非常勤でございますので、当然日数等に制約がございます。そうしますと、当然内容的には抜き取りという監査の手法になるかと思えます。ですから、何を抜き取るかといったことが一番求められてるんだらうと思えます。これが監査の着眼点だらうと思えますが、この監査の着眼点を高めるためには、当然テレビや新聞、そして、市の広報、それから、職員の皆さんとの対話、市民の声、議員の皆さんのアドバイス等をいただきながら感性を高めていく必要があらうかと思えます。

その後、当然それを高めるためには、事務事業をどのように結びついているかということを見る必要がありますので、当然人を知る、地域を知る、地形を知る、文化を知る、施設を知るといったことから取り組まないと監査はできないだらうと思っておりますので、これからは議会選出の監査委員さん、それから、事務局と相談申し上げながら、できるだけ早い機会に全市を回って、そういったことをインプットしながら監査に当たりたいと思っておりますので、どうか議員の皆さん、アドバイスをいただけたらということをお願い申し上げまして、お礼の並びにごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

〔土屋誠司君 退場〕



○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、議案第48号由布市個人情報保護条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第49号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第50号由布市農業集落排水施設条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第51号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第52号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する規約についてを議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時57分休憩

.....  
午前11時09分再開

○議長（生野 征平君） 次に、日程第11、議案第53号平成24年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 産建の委員長にお尋ねいたします。

委員会では、庄内の簡易水道の水源に関して、水源林の保全や地下水保全のため、今後十分な調査検討が必要不可欠であることを確認しましたというふうになっています。さきの一般質問の中でも明らかにしたように、庄内・挾間については、地下水について何ら触れられてないんですよ。それでそれを十分検討したいということは、当局も言っておるわけなんですけども、とりわけ潤いのある町づくり条例のある湯布院町に限って言えば、100ミリ以上の掘削については市が管理するようになっているにもかかわらず、これまで1件も届けを受理したこともないし、3月の一般質問でも同僚議員の質問に対して、そういう件数ありませんということを答えてるわけね。しかし、実際はその時期にあったわけですよ。150ミリという大きなボーリングが。そういうふうにはっきりある潤いのある町づくり条例が全然生かされていないような今の状態を、委員会としても市全体を見た場合、湯布院だけがそういう条例規制してるわけなんですけども、もちろん庄内・挾間で新たにそういう水源確保のためにどうするかという議論は必要なんですけど、当然今ある条例で管理しなきゃならんそういうものがきちっとされてないという点について委員会で議論になったのかどうか。全くそういう話が出なかったのか、そこ辺をお伺いしたいんですが。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員長です。西郡議員の質問にお答えします。

地下水に関してボーリングの件に関しては、話はしておりません。塚原の件は事情説明は一応聞きました。細々の地下水に関してそういう話は出ませんでした。ただ、私たちがここで述べてる意見は、近ごろ水を求めて外国資本が入ってきていると。そういう中で水の確保が大変難しくなるよという問題提起をこの場でさせていただいた状況です。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 先般の阿蘇野の水、あるいは塚原の水を含めて、今水に対するそういう動きというのは、外国資本でなくてもいろんな企業が、企業家が進出してくることは当然なんで、それに対して市がどういうふうに対応するかということについて、もっと厳格に委員会としてもやっぱりどういうふうな対応をするかというのを議論を深めていってほしいというふうに思います。お願いします。

答弁は要りません。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 議案53号に反対の討論をいたします。

委員長が報告の中で述べてくれました。入会権者に対して市が一般財源を使って交付金を渡すなんていうのは、これはもうあってはならないこととあります。しかもそれが何十万円というお金なんですね。入会権者にあくまでも地元交付金を交付するのは、その市有地に利益が発生したときというふうには限られてるんですね。利益も発生してないのに市が一般財源を投じて今回の牧野組合に支払うなどということはあってはならないというふうに考えます。

そもそもさきのあそこはどこの牧野組合やったかな、市有地売却の件で20年間も入会権を放棄してる土地、要するに山を一切管理してないところに対して、一律9割の交付金を行うということで、当時議員の議論の中で明らかになりました。合併前までは、5対5、6対4、7対3、8対2、9対1、いろんな割合で分取地元交付金があったそうですね。それを合併直前に9対1に統一したと。それを誇りに思ってる人もいるみたいですけども、問題は温湯区みたいに皆さんが見てわかるようにみんなが管理してると、野焼きもあんなにみんなを出てやっていると、入会権を行使本当にしてるといのがよくわかるような土地も9対1、さきのあの土地売却をどこのあれやったか忘れましたが、ほとんど20年間進入路をほかに転売したために山に管理に入ることができないと。だから入会権そのものを行使することはできんというような、そういう状況の放置された何も管理しない山についても9割地元還元したわけですね。だからそういうことと言えば、合併のどさくさに9対1というのを決めたかもしれんけども、やはり入会権が適切にやっぱり本当にきちっと行使されてると。そして、だれもが認めるというような基準を決めなきゃいかんというふうに思いますよ。ここに至っては。余りにもそれがひど過ぎると。きちんとして管理して、中には犠牲も出してる場所もあられました。かわいそうなぐらいね。である片方で、全く市有地であるからということで市の土地だからということで、その牧野組合が何ら入会権、行使もできないような状態、もう一般の農地で言えば耕作放棄地みたいなところですね、そういう森林も同じ扱いで9対1でやるということは、やっぱり今は考え直すべきだというふうに考えます。それで基本的に入会権としてどのようなことを皆さんにしてもらおうかと、していただくというか、皆さんにどういう義務があるかということも洗い直していく必要があるというふうに私は思います。そういう点では、今回それを改めて考える絶好の機会だというふうに考えます。最初に冒頭申しましたように、利益も生じてないのにもかかわらず、市の税金で地元へ交付するなどということはあってはならないということで、反対討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 議案に対して賛成討論です。

佐土原の財産区の件のことですよ。これはあそこには企業誘致ということが決まっとったんですが、佐土原の財産区は今まで何年間も防衛庁から決まったお金がちゃんと入ってました。それが県のいろんな計画とか、市も恐らくあのときに肥育牧場ができる予定だったんですが、それが急にできなくなり、一部の反対者によりできなくなり、その金額が全然財産区にとっては年間八十何万円という貴重な財源がなくなったわけです。それで今回市のほうとしても、22年度を振り返って予算をつけていただきました。これ私は正しい結果だと思いますので、賛成をいたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第1. 発議第4号

#### 追加日程第2. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（生野 征平君） お諮りします。議員発議として、発議第4号並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件2件を日程に追加し、追加日程第1及び第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、以上の2件は追加日程第1及び第2として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第4号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） では、発議申し上げます。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成24年6月26日、由布市議会議長殿。

提出者、由布市議会議員、小林華弥子、賛成者、由布市議会議員、二ノ宮健治、工藤安雄、田中真理子、新井一徳、高橋義孝、鷺野弘一。

提案理由、子どもたちに教育機会均等と教育水準を保証するため。

裏面をお開きください。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書として、内容についてはお読みいただければと思います。

教育は未来への先行投資であり、国民がその能力に応じて、ひとしく教育を受けられることは、憲法の保障するところ です。義務教育無償の原則を維持継続できるよう、下記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

憲法の保障する義務教育費無償制度のもと義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

提出先は、内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。ぜひ御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは、発議第4号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 中段あたりに日本とOECDの諸国を比べたことが述べられています。具体的な例で何か御存じでしたら、そのとき——そのときというか、そういう手元にありましたら教えていただきたいんですが。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 今手元にはありませんけれども、OECD諸国と日本との1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数を比較した資料がありますので、後から差し上げたいと思います。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより発議第4を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査の審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（生野 征平君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成24年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。

6月13日に開会いたしました本定例会であります。本日閉会日を迎えることになりました。議員皆様には14日間にわたりまして、すべての議案について慎重な御審議をいただき、まことにありがとうございました。

また、本定例会に提案いたしました案件のすべてを原案どおり可決をいただき感謝をいたしているところであります。

また、会期中に議員皆様からいただきました御意見や御指摘、また御提案をしっかりと受けとめまして、今後もよりよい市政運営を行ってまいりたいと考えております。

さて、数日梅雨前線や台風4号、5号の影響によりまして、由布市においても数カ所土砂災害等が起きております。ここ数年は大きな水の被害には見舞われておりませんが、今後河川の氾濫や土石流の発生が懸念されますことから、市民の安全・安心のため防災危機管理の意識を最高度に高めてまいりたいと考えております。

さて、ところで、国内旅行情報誌によりますと、第15回九州山口人気観光地ランキングが、このほど5月31日でありましたが発表されました。由布院温泉が昨年の第2位から今年は、ことし泊まりで行きたい観光地で由布院温泉がトップになりまして、満足度の高い人気観光地では

3位の結果が発表されたところであります。

さらに、16日には、宮崎県で行われました九州高校ライフル射撃選手権におきまして、由布高校が2年連続で3度目の優勝を果たしたという朗報が届きまして、まことにうれしい限りであります。全国大会での活躍を祈っているところであります。

終わりになりますが、ことしの夏も電力不足が叫ばれておりまして、九州電力管内では、昨年比10%の節電要請並びに計画停電の基本方針が発表されておりまして、厳しい暑さが予想されております。議員皆様におかれましては、これから本格的な夏を迎えようとしております。くれぐれも御自愛をいただきますようお願い申し上げますとともに、今後ますます議員活動に活躍されますことを御期待申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（生野 征平君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、6月13日から本日まで14日間にわたり開かれました。議員各位にはこの間終始熱心に御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、市長を初め執行部には、御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、今定例会で表明されました議員の意見、要望等につきまして、十分に尊重され市政運営に生かしていただくよう要望いたします。

なお、本定例会におきまして、議案の訂正や本会議における質問に対する答弁の訂正、また、前定例会における答弁内容の訂正など一部議会への対応について不適切な部分があったように感じております。執行部の皆様におかれましては、いま一度一層の緊張感をもって今後の議会对応に当たっていただきますよう、重ねて要望を申し上げます。

結びに、梅雨のさなかでありますこの夏も暑くなると予想されております。節電の中、議員各位、執行部各位におかれましては、健康管理に十分御留意の上、市政発展、市民福祉向上のため、御活躍くださいますようお願いを申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

これで平成24年第2回由布市定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時29分閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員